

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和7年3月13日（木曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後12時24分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長補佐 毛利 元	議事係主事	福田 佳菜
出席説明員	【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 山根 径 こども発達支援センター所長 平戸 由美 こども発達支援センター所長補佐 片山 知美 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 健康こども部統括保健師 中林 琴美 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課健診推進室長 小森 里美 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平 生活安全課長 福政 民栄 生活安全課課長補佐 河本 秀樹		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時59分 開会

◆勝田鮮二委員長 それでは少し時間が早いようですが、皆さんおそろいですので、ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、健康こども部の先議分以外の質疑、討論、採決、その他の報告を行い、続いて令和7年度当初予算の質疑を行います。令和7年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので、御承知おきください。

【健康こども部】

◆勝田鮮二委員長 それでは健康こども部に入ります。まず、竹内健康こども部長に挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 皆さんおはようございます。健康こども部長の竹内です。本日はよろしく申し上げます。本日の福祉保健委員会で御審議いただく健康こども部に係る議案につきましては、2月27日に御説明させていただきました4件で、条例制定が1件、条例の一部改正が3件でございます。御審議をお願いいたします。このほか、その他報告で鳥取市こども計画の策定について報告をさせていただきます。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますのでよろしく申し上げます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で説明をいただいております。

議案第43号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第43号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 議案第43号はこれまで質疑もあつたりしてるんですけど、まず、この条例の施行期日が令和7年4月1日施行というふうになっております。令和7年度の子ども・子育て支援制度に基づくものと、それから令和8年度において行われるこの名前、名称がまた変わるわけなんですけど、新たな給付制度であるというふうに思って、7年度と8年度は違うんだけど、今回は議案第43号は施行月日が4月1日になってるのって、そこら辺のちょっと議案の範囲というか、いうようなところが、7年と8年との関係でまたその間に条例改正があつたりするのか、そこまで関係しない条例の中身ですよということなのか、ちょっと教えていただきたいなと思ってです。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、今回、令和6年度は試行的事業で実施というところでしたが、令和7年度から制度化ということで、まず、7年度は、先ほど委員さんもおっしゃられたとおり、地域子ども・子育て支援事業として実施、8年度におきましては新たな給付制度ということで実施なんですけど、こちらは財源の充たりの違いでして、7年度は交付金事業で実施というところで、8年度からは給付事業として実施というところがございますので、制度化はあくまで7年度以降続いていくということになりますので、こちらの基準条例は、7年度以降、8年度以降も含めてこの基準が適用されての事業実施ということになります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 そうしますと、令和7年のうちにまた条例改正をしなきゃならないとかいうも

のではないですか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。基本的にはないものと考えておりますが、国のほうで細かいまた所要の整備等ございましたら、その際は改正が必要になってくるかと思っております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。これまでの質疑の中で、令和6年施行の中で課題となることは上がっていないということでしたが、実施をしていない周りのところですね、からすると、クラスづくりということで、先生たち、保育士の皆さんが一つのクラスをつくっているところに、今まで加わっていない保育士あるいはそれに代わる人と集団保育を経験していない子供が、乳児が入っていくということで、なかなかクラスが混乱するというか、慣れていないから泣いてる子供が入ってきて、みんながまたつられて泣いてとかということが想像されるということで、どうなるんだろうか、それは経験された中で解決されたかどうか分からないですけど、経験していないほかの保育園の保育士さんからそういう心配があるという声を聞いたりしました。そこら辺では課題とならなかったのか、現場の受け入れられた、課題ということにならなかったかもしれないですけど、受け入れられた保育施設での声はどういうふうに聞いていらっしゃるのか教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、保護者と別れる際に泣かれるお子さんが多いのかなということで、試行的事業を実施する前はそういったところをうちのほうも懸念して、実施園とも共有しながら始めたんですけども、実際、蓋を開けてみると、ほとんどそういった泣かれるお子さんがいなかったということで、実施園のほうからは報告を受けております。やはりその点は何が原因なのかは分かりませんが、ある程度、専門性のある保育士さんの対応というところで、うまく対応していただいた部分もあるのかなと思っております。そういった試行的事業での状況等は、これまでも何回か私立の園さんを集めて説明会等もさせていただいた中で情報共有はさせていただいたりはしております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 3つの試行的事業の園で受け入れられた状況なんかもお聞きしましたが、そこで対応された保育士さんの確保については、どういう状況だったのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。各形態ごとの職員配置でございますが、まず、公立のみで行った試行的事業におきましては、こども誰でも通園の専任の職員を配置して実施しております。ただし、今後、7年度以降につきましては私立の施設のほうにも参入いただくということで、今回上程させていただいているこの基準条例の中でも、職員配置のところの条文がございますが、一般型についてはそれ専用の職員の配置が必要となっておりますけども、余裕活用型につきましては、特に専任の職員を設ける必要がなく、通常の保育のほうに当たっている職員、また、スペースを活用して実施できるものとなっておりますので、その辺りは、

7年度以降私立さんのそれぞれの施設の状況等に合わせて、職員の配置は考えていただければ問題ないかと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今は専任の職員さんっていうことですが、一般型の場合は。公立ですから、会計年度の職員さんを配置をしたということですね。あと、1週間前に申込みをして、面談をしてという流れがホームページでも紹介されていましたが、これは、令和7年度あるいは8年度はどういうスタイルになるのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。こちらにつきましては、7年度から国の総合支援システムが導入される予定となっております。ただし、その導入時期が4月中ということで、4月1日から運用開始ができない状況ではございますが、そういったところを見据えまして、今この利用の手続の流れにつきましては最終調整を行っているところでございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 4月1日スタートにはならないけれど、4月中には、総合システムは全国どこか1つでっていうののことじゃないかと思うんですが、それが始まる。それがいつになるか分からない。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 すみません。説明が少し不足しておりました。申し訳ございません。支援システムのほうは4月中ということで導入時期がまだ明らかにはなっていないんですが、そのシステムが入ることによって若干利用手続のやり方が変わってまいりますので、それによって申込み期限なりっていうのが今後変わってくるだろうと想定はしております。

システムが導入される前におきましても、まず、事業実施というのは4月1日から実施を予定しておりますので、その事業実施に当たりまして、そのシステム導入の利用手続の変更も踏まえながら、4月1日からのその手続の流れとか、そういった期限だとかというところの設定を、今、最終調整をさせていただいているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 となると、当面は令和6年度と同じスタイルです。だけど、導入時期が明らかになってからはどのように変わるのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。まず、4月1日からも利用の手続の大まかな流れにつきましては、変更はないんですが、その申込み期限とか、予約の期限っていうのを、今、少しそのシステムが入った際の変更も見据えてちょっと改めて検討をして、調整をしているところでございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 親子面談とかいうのがなくなったりする可能性があるのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。親子面談につきましてはこれまでどおり実施を

することとしておりますが、例えば、施設への予約の仕方っていうのが、これまで電話での予約であったのが、これはシステム上でできたりということに変更になりますので、その辺りで予約の期限とかが若干変わってくるのではなかろうかと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の条例は令和7年4月1日からの制度化のための条例で、引き続き令和8年度以降も基本はこれで進められていく事業という、ための条例制定ということです。生後6か月～3歳までの子供さんが、保護者の就労いかんにかかわらず、子供の育ちを保障していくために集団の保育に触れたり、親以外の人に触れたりということ成長が促される、そういう子供のための施設をつくるための条例。同時に親もリフレッシュできたり、孤独な保育による悲しい事件が起きたりっていう状況の中で、やっぱりそういうことを改善させていく機会につながるもんだというふうには思います。

しかし、この令和8年からは新たな給付制度、今、市町村が保障する交付金の制度として成り立っているものが令和8年からは給付制度になっていくところでは、行政の関わりが少なくなっていくことになるわけで、関与といいますかね、大きく後退すると。保護者が保育サービスを購入するというような給付制度になる、そういうことにつながっていくということになる制度だと思います。本当に子供の成長や保育を保障するということなら、全ての子供たちにやっぱりそういうことが保障されないといけないし、この後、出てくる保育の現場での大変さを考えるとやっぱり曖昧な、専任の職員っていうのも会計年度の職員さん、私立で行われればパートの職員さんということにつながるかもしれない、そういう制度をつくるということになると思いますので、私は、議案第43号は反対します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 はい。この条例は現在の乳幼児等の成長、育児、保育を十分考えられての基準であると思い、これ定めることに対して賛成いたします。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。私は賛成の立場で討論させていただきます。この条例は今後7年、8年度に向かつてのこの制度に対する決まり事を一応決めているところでありまして、中身を見ましても、今までの質疑とか伺いながらしっかり取り組まれているとこだなというふうに思います。先ほどの反対討論の中で、全ての子供がこの平等に保育を受けるための、そういった取組だということにつきましては、だからこそ、この制度があるわけですので、この条例についても今後様々なところで変更とかも、修正とかも考えられますけれども、まずもってこの7年、8年に向かつて取り組んでいく制度については賛成いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第43号鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第51号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第51号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 2月27日にいただいた資料の27ページ、改正内容が4点書かれています。(3)の特定型地域保育事業における保育内容支援、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を
行う連携施設の確保に係る要件を緩和するというのは、それぞれ具体的にどういうことなのかということ
をまず教えてください。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、保育内容支援、こちらについての基準緩和につきま
しては、市長が保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合において、
小規模保育事業所A又はBや事業所内保育事業を行う事業所を保育内容に係る連携協力を
行う施設として確保している場合は、連携施設を確保しないこととすることが
できるものでございます。まず、連携施設というのが、こちらが保育所、認定こども園等を
想定したものでございまして、そういったある程度の規模のある施設を想定したものでござい
ますが、この基準緩和は小規模事業所等の規模が小さい事業所も対象として連携協力を
行う施設として設定していれば、連携協力施設を設定しなくていいというような基準緩和でござ
います。

続いて代替保育に係る基準緩和につきましては、これまでの規定におきましては、保育内容
支援部分の改正後と同様に、一定の要件を満たした上で代替保育の提供に係る連携協力を
行う施設を確保している場合は、連携施設を確保しないことができるという規定となってお
りましたが、今回、改正後は、市長が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難
であると認める場合であって、連携施設の確保の促進のための必要な措置、この措置とい
うのが、市町村が関わりを持って連携施設確保に係る調整などの支援を行うようなこと
が想定されているものでございます。こういった措置を講じてもお確保が困難であると認
めるときに関しましても、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることが
できるという基準緩和でございます。

最後に、卒園後の受皿に係る基準緩和についてでございますが、市が入所調整を行うに
当たって該当施設を卒園する子供を優先的に取扱うなどの措置を講じているとき、
または、卒園後の受皿に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にお
いて、先ほどまでの保育内容支援と代替支援の内容と同様でございますが、一定の
要件を満たした上で、企業主導型保育事業所などの施設を卒園後の受皿に係る
連携協力を
行う施設として確保している場合は、代替保育に係る連携施設を確保しないこと
とすることができるというような基準緩和でござ
います。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今、保育の内容、それから代替保育、卒園後の受皿の確保について著しく確保

が困難と市長が認める場合って言われましたが、これは市長が今こういう状態だって判断するってことで、例えば今は適用とされる状態ですか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。こちら実際にこういった施設が生じてきた場合に、それぞれの受入先の施設であったりの状況も踏まえながら、判断をさせていただくことになるかと思います。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 小規模保育所同士が保育の内容に関する支援を行うことというのは、現実的に可能なんですかね。規模が小さくて保育士さんも少ないんじゃないかというふうに思ったりするんですが、この（3）の保育内容支援のところ、小規模保育所同士って言われたのでちょっと疑問に思いました。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まず、保育内容支援という部分の内容につきましては、集団保育の機会の提供という趣旨から連携施設での合同保育や行事参加を行うものということで定められております。ですので、国のほうも想定としては先ほど申し上げましたが、ある程度一定の規模を要した保育所なり、認定こども園等を想定をしておりますが、現状、全国的にこの連携施設の確保ができてない施設が多い状況、こういった状況を踏まえまして、保育内容支援についても小規模の園との連携協力において、ある程度合同保育や行事参加というところでの集団保育の実施ということも可能ではないかというところで、こういった基準緩和が設けられたものだと考えております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 保育所や認定こども園を連携施設として、小さい規模の保育園がそういうところを連携施設として確保しなければならないということなんだと、それを緩和するということなんですが、現実、連携施設を確保している状況というか、はどうなっているんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。現在、本市では、小規模保育事業所Aのみが開設がございます。その小規模保育所A型12園中、保育内容支援の連携施設の確保ができてない施設は1施設ございますが、こちら、現在、本市も関わりを持って受入先の調整等を行っているところでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今、できていないところが保育の内容に係る支援のところ、1施設あるって言われましたが、あとはできているという理解でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。保育内容支援につきましては、その他11園については確保されている状況でございます。ただし、代替保育につきましては、その1園に加えて2園、合計3園が現在、代替保育に係る連携施設を確保できていない状況でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 一度に全部答えてくださらないので。じゃあ、卒園後の受皿の確保については、この12園の状況はどうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。すみません。卒園後の受皿については全施設確保済みです。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、いいですか。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。今、岩永委員の質疑に対しての御答弁で大体分かったかなというふうには思っておりますけども、要するに小さい保育所とといいますか、この特定教育・保育施設という小さいので、その子供さんたちが大きなところとの連携をすることによってお友達をついたり、また、今後小学校に行ったときに、たくさんの人たちと一緒にこの生活することになじみを感じたり、行事をしたりするために、そういったことをすることを要件緩和してやっていきたいと思いますという目的の一部改正というふうに受け止めていいわけでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。保育内容支援の基準緩和につきましては、今、委員さんのおっしゃられたような内容での改正となっておりますし、代替保育卒園後の受皿については、そのほかにも一定の条件を満たした場合は、そもそも連携協力を行う施設を設けなくても、連携施設を設けないことができるというような基準緩和が行われるところではあります。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。なるほど。ということは、代替保育のところのまんまでいいということですか。ちょっとごめんなさい。設けなくてもいいということは、どちらでもいい、選べるという意味ですか。こうせねばならぬという意味ではなくてという意味ですか。ちょっとよく分からなくて、すみません。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。代替保育を例にお話ししますと、選択というよりは、まず、その連携協力を行う施設というものは、先ほど保育内容支援に係る基準緩和の中でも出てきました小規模保育事業所であったり、そういった規模の小さい保育施設との連携を持って行う連携の仕方です。そういうやり方をしていれば大きな規模の連携施設の確保は行わなくてもいいという部分と、あとは、もう1つ、その連携施設、大規模な施設との連携を行う連携施設の確保が著しく困難であって、連携施設の確保の促進のための必要な措置、これが市のほうが関わりを持って調整などを行う支援を行ってもなお、確保はできない場合は、そもそも連携施設も連携協力を行う施設も確保しなくても問題ないというような、二通りの緩和の規定になっております。

◆勝田鮮二委員長 平野委員、いいですか。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。質疑していながら、これで今の御説明で分かったかと言われたら分か

つとるんだらうかというような、ちょっと自信がないんですけど、ちょっと考えさせてください。分からん。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員、進めていきますけどよろしいでしょうか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。開政の加嶋です。子育ての経験がないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、例えば令和6年度だとゆりかご保育園さんが小規模保育事業A型に移行されたというのは説明があったかなと思います。現状ですね、代替保育の受入れができないようなもので困っているという声が利用者さんから出てきているのであるとか、直轄ではないので直接ユーザーさんの意見というのは拾いにくいのかもしれませんけれども、でも、今後はこれを改定するに当たっては、そういった利用者さんの声も行政は把握していかないといけない義務もちょっと発生するのかなと思うんですけども、この辺どのようにお考えでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。今現在、代替施設の連携施設を確保していない園のほうからも、特にここで困ったというような話は聞いておりませんし、利用者の方からも、これによって施設が利用できなかったとかという状況は聞いておりません。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今、加嶋委員さんが聞かれたことがちょっとよく分かんないんですけど、代替保育というのが、この小規模の保育事業所の職員さんが病気になったり、何かで、休暇で保育体制が非常に逼迫したと、そういうときに別のこの小規模保育事業所で代わって応援体制をするのか、あるいは子供さんごと預かってあげるのか、ちょっとよう分らんですけど、そういう関係をつくって保育の状態をそれぞれ確保できるようにしたほうがいいというのは本来あるべき姿の、それを代替保育の受皿でそれぞれやんなさいよと。だけど、そういうことが、それぞれ大変だろうから小規模同士で応援体制できるように、本来あるべきは大きなところから応援もらったりする、大きなところじゃないと応援できないところもあるでしょうし、だけど、今回は小規模同士でやれるようであればやってもいいし、そんなことしてまでせんでも、何とかやりくりできますと言ったらそれでやんなさい、やってもいいよと、こんな理解ではいけないですか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。この代替保育施設の部分に関しましては、まず、その連携協力をを行う施設、小規模な施設との協力体制というのは、そもそも改正前から規定がございました。今回の改正の内容に関しては、これに加えて、市のほうが関わりを持って確保調整なんかの支援を行っても、なかなか確保ができないというときには、そもそも連携する施設自体を持たなくてもいいというようなことが加えられた内容でございます。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史副委員長 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** 連携施設を持たなければいけないというのは、小規模だけではできない保育とか、それからさっき卒園後の確保だとか、それが本来あるべき体制として、制度として決められたもんなんだと思うんです。それを確保ができないとかいうことで、ずっと5年ごと、5年ごと延長してきているわけです。結局それが、連携施設を確保している施設は、さっき12園の中で全てが確保できてないのか、してないのか、そこの事情までは分かりませんが、やはり本来、連携施設を持って小規模だけいろいろな保育の内容を確保していったりして子供の成長を、発達を保障しましょうというあるべきものを緩和するというのが、結局は発達を保障することにならないし、何年経っても同じことが繰り返されるということにつながってきてるんじゃないかなというふうに思いますので、緩和したりその期間を延長したりということについては反対します。
- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。西尾委員。
- ◆**西尾彰仁委員** はい。私は賛成で討論させていただきます。今回の改正によって、より効果的また効率的になるのではないかと考えております。改正の3番と4番だけを言っておりますが、1番、2番の辺りもネットのことや電磁的記憶媒体、USBとかハードディスク、こういうところもあり、また、明確に市の役割が示されて、企業なんかとの、企業運営なんかに任せる部分もあるというようなこともさっき言われましたし、より効率的で効果的なスムーズな保育環境が提供されると感じましたので賛成いたします。以上です。
- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第51号鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）
- ◆**勝田鮮二委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第52号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆**勝田鮮二委員長** 続きまして、議案第52号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。
- ◆**岩永安子委員** 28ページの（1）は、先ほどの（3）と同じものです。（4）ですね、（4）のところの、要は非常に規模の小さい保育、小規模保育事業所の職員配置を緩和した弾力化というふうになってるので、これの中身をちょっと弾力化というのは特にアとウについて使っておりますので、どういうことでしょうか。
- ◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。
- 濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。この弾力化の内容につきましては、まず、アの朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例につきましては、本来、保育

士最低2人配置をしなければならないという要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては保育士2名のうち、1名は子育て支援員等に代えることが可能とする内容のものでございます。

また、ウの8時間を超えて開所する場合における職員配置に係る特例につきましては、保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準以上必要となる保育士数を上回って配置されてる保育士について、ここを子育て支援員等に代えて配置が可能とするものでございます。ちなみにイの幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用につきましては、保育士と近接する職種である幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士に代えて活用可能とする内容のものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 子育て支援員2人以上、保育士が2人以上置かなければならないけど、アやイの時間帯については保育士ともう1人は子育て支援員とすることができると、ウの場合は数ね、数の基準に基づいてね、子育て支援員っていうのはどういう人ですか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。子育て支援員は県のほうが研修を実施しておりますが、そういった保育の内容に係るような研修を修了された方になります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 だから、県が行っている指定された研修を受けた、別に保育士の資格を持っていない人という理解をしました。これは県のほうがこういう保育士確保がなかなか難しい中で、導入してきた制度というふうに理解したらいいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。この子育て支援員の制度は全国的な制度でございます。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 （1）は先ほどの議案第51号で緩和という中身は賛成できないということですし、それから（2）については、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮とするということで、これ免許証の関係からということで理解をします。連携施設の確保についても先ほどの51号との関連で反対なんですけど、（4）また5年間延長するということで、朝夕の時間帯あるいは夕というのがあれですけど、8時間以上開所する場合っていうことになる、居残りの時間等になってくるかと思いますが、保育士が2人以上いなければならないっていうところを研修を受けたとはいえ、資格のない人でも認めるという無資格者の導入というのは、やっぱり本当にばたばたしている時間帯に保育の質の低下を招く、子供の命や安全に関わる場所に保育の質の低下を招くということになるわけで、やはり保育士の採用や正職の保育士さんの採用をしていくことで安全な状態をつくっていくということが欠かせないと思います。条例改正には反対しま

す。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 私は賛成の立場で討論させていただきます。いわゆる人材確保ということでありまして、職員配置の弾力化ということでもあります。たくさん保育士さんがおられるという状況であれば問題ない話なんでしょうけども、じゃあ、2人配置せないけんところに保育士さんおらんから1人よりも子育て支援員さんに手伝ってもらおうというほうが、そりゃ大分その子どもにとってもいいんじゃないか、保育にとってもいいんじゃないかという思いがありますので、私はこの条例の一部改正については賛成します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西田彰仁委員 はい。私も賛成の立場で討論をさせていただきます。現在、保育士の確保が難しい中で、持続可能な保育園の運営につながる改正であると感じますので賛成いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第52号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第53号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鳥取市認定
こども園に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第53号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 確認ですが、この53号は52号で小規模保育事業所A型に対して改正をされた中身を今度は、中身の一部を保育所や認定こども園にも適用する形で5年間延長するという理解でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。はい。そのような形での改正ですので、先ほどの小規模と同様の内容の改正を保育所、認定こども園のほうの条例でも改正させていただくものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。子供の保育の状態に保育所、認定こども園の朝夕の時間帯ではありますが、無資格者の導入を5年間さらに延長するという中身でして、本気でやっぱり保育士確保に向かっていくということを妨げることにもつながります。よって反対します。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

- ◆**平野真理子委員** はい。賛成の立場で討論いたします。現状この保育士の採用ができないという現状は様々な理由があつてのことで、今のこの現状を変えて保育環境を整えるために、この弾力化の中にこの子育て支援員さんを配置するということは、決して保育の質を妨げたり、命とか、安全を守らないことになるということにはならないと思います。むしろこれからの保育というのは、地域の人の手を借りてとか、みんなで子供を育てるという意味では、さらにこの支援員さんを県でしっかりと研修を受けていただくという意味では向上していくと思いますし、また、保育現場で役割分担を明確にして負担のないようにしていくこと、そういった配慮もすれば安全な保育環境をつくることのできるというふうに考えますので、賛成いたします。
- ◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第53号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。
- （賛成者挙手）
- ◆**勝田鮮二委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

その他の報告

鳥取市こども計画の策定について

- ◆**勝田鮮二委員長** それではその他の報告に入ります。鳥取市こども計画の策定についてを説明をお願いします。小野澤局長。
- 小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。鳥取市こども計画の策定について御説明させていただきます。本日のその他報告説明資料に基づいて説明させていただきます。ページのほうが12ページから概要版のほうをつけさせていただいております。この概要版に基づいて説明させていただきます。本市では国の指針に基づいて令和2年に第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画を子育て支援の総合的な計画として策定し、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できることを目指して様々な子育て施策を推進しているところです。
- また、令和4年3月には国の子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づいて、第2期鳥取市子ども・未来応援計画を策定し、子どもの貧困対策に継続的に取組を進めております。今年度策定をしておりますこども計画につきましても、国のこども大綱、子ども・子育て支援法、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法、また、県が令和6年3月に策定されましたシン・子育て王国とっとり計画を勘案し、策定を進めております。
- 本市における計画の位置づけにつきましては、中ほどに掲載しております第11次総合計画及び鳥取市人口ビジョン及び鳥取市創生総合戦略の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画として地域共生の実現を目指す鳥取市地域福祉計画等関連するほかの分野別計画との整合性に配慮し、策定しております。本計画の期間といたしまして、令和7年度～令和11年度までの5年間として計画しております。また、この計画の策定におきましては、現状や課題の把握のために住民アンケートを行いました。就学前の児童保護者、小学校保護者、若者を対象に実施

をいたしました。また、市内の教育・保育施設や関係団体等を対象に、子ども・子育て支援の推進に向けた取組の在り方や課題についての調査を行いました。

施策の策定に当たりまして、14ページを御覧ください。14ページに掲載しておりますアンケートや第2期計画の取組から把握できた8項目の課題や社会情勢等を鑑みて策定を進めました。策定の体系の考え方につきましては、資料15ページに掲載しております。本計画の基本理念として、子ども 親 地域が輝く子育て応援都市とっとりとして地域全体で子どもから若者、保護者など全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、誰もが自分らしく共に輝いて生きることのできるまちづくりに向けて取組を進めてまいります。

次のページに、本計画では基本目標として7つの目標を掲載しております。この中に基本目標の7として、今年度この計画で初めて子ども・若者への支援対策の推進を目標として組み込んでおります。また、子どもの貧困対策計画である第2期鳥取市子どもの未来応援計画は計画期間を令和4年度～8年度までとしているため目標等につきましては、この基本目標6の中でうたっておりますが、現状把握した上でまた再検討をし、設定を行いました。

次のページからは教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の考え方について掲載しております。本市におきましても少子化が進行しており、見込み量が出しにくくなっておりますが、現状からの推計を行い、見込み量の算定を行いました。特に18ページになります地域子ども・子育て支援事業の見込み量につきましては、保育ニーズや妊産婦の地域ニーズを勘案して見込みを算定しております。なお、出生数、社会情勢等を把握した上で必要に応じた計画の見直しを検討していく予定としております。

資料のほう少し戻っていただいて資料の4ページに本計画を策定するに当たり市民政策コメント、若者会議、子ども貧困対策協議会、各関係機関等の御意見をいただきました。こちらに掲載しております29件の御意見をいただきました。計画の策定の参考にさせていただきましたし、原案のところから修正した点もございます。また、この計画につきましては、鳥取市社会福祉審議会に諮問を行いました。その後、児童福祉専門分科会で審議、答申をいただき策定ということになっております。説明のほう以上になります。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、意見等ございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** はい。御説明いただきました。意見なんですけども、この先ほどの説明あった4ページからのこの御意見、これがすごいたくさん出てたなっていうこととか、また、深いなっていうこととか、よく誤字とか見とられたなっていうのを見てちょっと驚きまして、今の御説明でそういう役割りのあるところにもかけていかれて御意見いただかれたということでもよく分かりました。特に、私はこの婚活のところ、この御意見で、9ページの25番ですかね、大事なそういった視点もあるんだなというふうに感じまして、ちょっと勉強させてもらいたいなと、本当に深く感じました。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** はい。岡田です。お疲れさまです。ありがとうございます。確認なんですけども、先ほど説明のありました鳥取市子ども未来応援計画っていうものは、令和4年～8年まで

の区切りの中でやってるということでもあるんですけども、この本計画は、子どもの未来応援計画を一体的に策定するというふうな形で本文のほうには書いてあったんですけど、その考え方っていうのはどんな形で整合していくのかっていうところをお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。はい。言われたとおり、この計画の中に子ども未来応援計画のほうも組み込みさせていただいて、目標につきましては初めにこの未来応援計画に立てていた目標と、現状を把握した上で目標や数値等を変更させていただき、この計画で引き続き施行していくという形になっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。ちょっと理解が上手くできてないんですけど、この計画で行くということはこの鳥取市子どもの未来応援計画っていうものはこの令和8年度までのものでもって、一旦これはそこまでとしつつ、この本計画に取り込むというふうな形で、そんな形でよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。そのとおりで、この後は子ども計画のほうで施行していきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。前の計画と違って1項目だけ増えていますよね、さっき言われましたが、子ども・若者への支援対策の推進ということで、その内容が目標7と上がるとる割にはちょっと量の見込みの若者の部分だとか、若者に対する支援の部分のほうが少ないように感じとられますけれども、若者への支援対策の推進というのを具体的にどう進めていかれるおつもりなのかその辺を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。若者計画につきましては、このたび初めて組み込みさせていただいたんですけど、なかなか国のほうの方針とか法律とかっていうのがあまりございませんでして、他の自治体等につきましてもかなり困難されていたということもあります。県のほうの計画を見ましてもやはり若者計画についてはかなり内容が具体的に示すことが難しいということで、今回もこの市の計画につきましても少ない項目の計画になっております。それで、進めていく上で、また、見直しを行っていったりですとか、やはり若者の方の御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。企画サイドの婚活なんかもあって、さっき平野委員さんも言われました。そういう部分もこことマッチングといいますか、しながらせっかくここを子ども・若者への支援対策の推進って上げられたわけですから、挑戦する意味でも今後、具体的な施策を上げていただくことを希望します。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。加嶋です。パブリックコメントに本当、たくさんの御意見が寄せら

れてというところがすばらしいなと思いました。なので、質疑というか意見ですけど、そのパブリックコメントに添えたアンケート結果ですね。1,500件にわたるもので、それがもう所得水準まできちんと聞かれていて、片寄りなくバランスよくなっている。今、西尾委員が心配されたようなこともこのアンケート結果から我々もイメージがしやすくなっているかなと思いますので、先ほど43号～53号まで4件のものがありましたけど、やはりこの5年間延長されるというところに、こういった計画も令和11年度末までが期限となっていますので、微調整が可能なのか、問題が起きたときにこれに即して鳥取市はどういう方向に持っていくんだと、指針になるものだと思いますので、このものがパブリックコメントを知った人だけでなく、ここまで考えてくれてうれしいという御意見もありますので、全ての保護者さんやお子様の世話をされるおじいさん、おばあさん世代にも伝わるような周知、広報の工夫をしていただきたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。子育て計画説明ありがとうございました。今、この働く環境が、終身型からジョブ型に変わってくるということで、もう、子育ての中でそれを行うと大変なことになってくるという感じがするんですけども、その社会情勢に応じて、この計画というのは、柔軟にこれから変更というんですか、対応していくということは考えられていますか、そのことだけお聞きしておきます。

◆勝田鮮二委員長 質問ですよ。

◆魚崎 勇委員 社会情勢の変化に対してこの計画というのは柔軟に対応していくかどうかというところをお聞きします。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。はい。人口の出生数ですとか、法律の変更、あと、施設数等も柔軟に見直しを行っていく予定にしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。

◆魚崎 勇委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。はい。

◆勝田鮮二委員長 それでは福祉保健委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会福祉保健分科会を開催します。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前11時14分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午後12時20分 再開

◆勝田鮮二分科会長 それでは福祉保健委員会を再開いたします。

その他

閉会中の継続審査について

◆勝田鮮二分科会長 その他の閉会中の継続審査についてです。お手元にお配りしておりますとおり、議長に提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それではそのように決定しました。

請願の不採択理由の確認について

◆勝田鮮二委員長 それから、昨日請願の不採択理由の案を作成しましたのでお手元に配布しています。案ですけれども、公的補助制度導入の検討を行う前に、加齢性難聴者へ適切な支援ができるよう健診や相談、対応窓口の整備を行うことが必要であると考えられるためということですが、何か御意見がありますでしょうか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。シンプルで、これで私はいいいじゃないかと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほか何かございますでしょうか。それでは以上を持ちまして福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後12時24分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長

令和7年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和7年3月13日（木）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

健康こども部

《福祉保健委員会》

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第43号 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 議案第51号 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第52号 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第53号 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について

2 その他の報告

- ・ 鳥取市こども計画の策定について（こども未来課）

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 11 号 令和 7 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

- ・ 議案第 23 号 令和 7 年度鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

-----《福祉保健委員会》-----

その他 健康こども部終了後

- ・ 閉会中の継続調査について・・・別紙「閉会中継続調査申出書（案）」のとおり

- ・ 請願の不採択理由の確認について